

輸出物品販売場制度の改正に関する Q & A

平成 27 年 4 月
国税庁消費税室

凡 例

文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

消法	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
消令	消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）
消規則	消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）
改正令	消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 145 号）
消基通	消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2－25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）

《 目 次 》

1 輸出物品販売場制度の改正の概要

(改正の概要)

- 問 1 平成 27 年度税制改正により、輸出物品販売場制度が改正されたとのことで
すが、その概要について教えてください。…………… 1

2 手続委託型輸出物品販売場制度の創設

(手続委託型輸出物品販売場制度の創設)

- 問 2 輸出物品販売場制度の改正により、手続委託型輸出物品販売場制度が創設さ
れたとのことですが、その概要について教えてください。…………… 1

(特定商業施設の意義)

- 問 3 「特定商業施設」について教えてください。…………… 2

(商店街振興組合の定款に定められた地区)

- 問 4 特定商業施設となる「商店街振興組合法第 2 条第 1 項に規定する商店街振興
組合の定款に定められた地区」について教えてください。…………… 2

(事業協同組合における一の商店街が形成されている地域)

- 問 5 特定商業施設となる「中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号に規定する事業協
同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域
であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域」について教えてく
ださい。…………… 3

(大規模小売店舗)

- 問 6 特定商業施設となる「大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模
小売店舗」について教えてください。…………… 3

(一棟の建物)

- 問 7 特定商業施設となる「一棟の建物」について教えてください。…………… 3

(隣接する商店街の地区等)

- 問 8 隣接する商店街の地区等を一の特定商業施設とすることができる「当該地区
等に隣接する他の地区等」について教えてください。…………… 4

(近接する商店街の地区等)

- 問 9 近接する商店街の地区等を一の特定商業施設とすることができる「当該地区等を管轄する税務署の管轄区域内に所在し、かつ、当該地区等に近接している他の地区等」について教えてください。…………… 4

(一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の違い)

- 問 10 「一般型輸出物品販売場」と「手続委託型輸出物品販売場」の違いについて教えてください。…………… 4

(一般型輸出物品販売場の許可申請手続)

- 問 11 一般型輸出物品販売場の許可申請手続について教えてください。…………… 5

(一般型輸出物品販売場の許可要件)

- 問 12 一般型輸出物品販売場の許可を受けるための要件について教えてください。…………… 6

(手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続)

- 問 13 手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続について教えてください。…………… 7

(免税販売手続の代理を行う事業者が承認免税手続事業者として承認申請中である場合の手続委託型輸出物品販売場の許可申請)

- 問 14 当社が経営する販売場について、手続委託型輸出物品販売場としての許可を受けたいのですが、現在、この販売場の免税販売手続の代理を行う予定の事業者が「承認免税手続事業者」として承認申請中です。この場合であっても、「輸出物品販売場許可申請書(手続委託型用)」を提出して手続委託型輸出物品販売場の許可申請を行うことはできますか。…………… 9

(手続委託型輸出物品販売場の許可要件)

- 問 15 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けるための要件について教えてください。…………… 10

(免税販売手続の代理に関する契約)

- 問 16 手続委託型輸出物品販売場の許可要件とされている「免税販売手続の代理に関する契約」について教えてください。…………… 10

(物品が同一であることの確認措置等)

- 問 17 手続委託型輸出物品販売場の許可要件とされている「当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること」及び「当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき、必要な情報を共有するための措置が講じられていること」について教えてください。…………… 11

(承認免税手続事業者の承認申請手続)

問 18 承認免税手続事業者の承認申請手続について教えてください。 …… 12

(承認免税手続事業者の承認要件)

問 19 承認免税手続事業者の承認を受けるための要件について教えてください。 …… 13

(承認免税手続事業者が行う免税販売手続)

問 20 承認免税手続事業者が免税手続カウンターにおいて行う免税販売手続について教えてください。 …… 14

(税込表示のレシートの写しの購入記録票等への貼付)

問 21 当社の免税手続カウンターでは、購入記録票等の作成に当たり、手続委託型輸出物品販売場において交付されるレシートの写しを購入記録票等に貼り付けて割印することで、購入記録票等に記載することとされている品名、数量、品名ごとの単価(税抜)、販売価額(税抜)及び販売価額(税抜)の合計額の記載に代えようと考えています。

現在、手続委託型輸出物品販売場において交付されるレシートは、品名ごとの単価、販売価額及び販売価額の合計額が消費税込みで表示されています。

購入記録票等に記載する品名ごとの単価(税抜)、販売価額(税抜)、及び販売価額(税抜)の合計額は、免税手続カウンターにおいて非居住者に消費税相当額の返金を行った後の金額(税抜)でなければならないとのことですが、免税手続カウンター等におけるシステム対応等が図られるまでの間、このようなレシートを購入記録票等に貼り付けることにより、品名等の記載に代えることができますか。 …… 15

(免税販売手続に関する記録の保存)

問 22 承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場ごとに、免税販売手続に関し作成した記録を保存しなければならないとのことですが、具体的にはどのような記録をどれくらいの期間保存する必要がありますか。 …… 15

(一般型輸出物品販売場と承認免税手続事業者の兼務)

問 23 一般型輸出物品販売場を経営する事業者ですが、この販売場で承認免税手続事業者となって他の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行うことはできますか。 …… 16

(輸出物品販売場の移転)

問 24 輸出物品販売場の許可を受けている販売場を移転する場合の手続について教えてください。 …… 16

(一般型輸出物品販売場から手続委託型輸出物品販売場への変更)

- 問 25 一般型輸出物品販売場としての許可を受けている販売場から手続委託型輸出物品販売場に変更したいと考えていますが、この場合の手続について教えてください。…………… 17

(特定商業施設内で免税手続カウンターを移転、新たに設置又は一部廃止した場合)

- 問 26 当社は、免税手続カウンターを運営する承認免税手続事業者ですが、特定商業施設内で免税手続カウンターの設置場所を移転する予定です。この場合の手続について教えてください。…………… 17

(免税手続カウンターにおける手続等の特例)

- 問 27 手続委託型輸出物品販売場制度において、その物品の販売価額(税抜)の合計額が免税販売の対象となる下限額を超えるかどうかの判定に係る特例が設けられたとのことですが、その概要について教えてください。…………… 18

(免税手続カウンターにおける消耗品の上限額の判定)

- 問 28 複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額(税抜)の合計額を合算して免税販売の対象となる下限額を超えるかどうかの判定を行った結果、消耗品の販売価額(税抜)の合計額の合算後の額が 50 万円を超えることとなった場合、この消耗品の販売は免税対象とならないのですか。…………… 18

(複数の手続委託型輸出物品販売場における一般物品の合算金額が 100 万円を超える場合)

- 問 29 複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額(税抜)の合計額を合算した結果、同一の日における同一の非居住者に対する一般物品の販売価額(税抜)の合計額の合算後の額が 100 万円を超えた場合、販売場を経営する事業者において旅券等の写しを保存しなければならないのですか。…………… 19

(一般型輸出物品販売場で譲渡した物品に係る手続等の特例)

- 問 30 一般型輸出物品販売場を経営する事業者ですが、この販売場で、承認免税手続事業者として他の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続も代理しています。この一般型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額(税抜)の合計額と他の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額(税抜)の合計額とを合算して、その物品が免税販売の対象となる下限額を超えるかどうかの判定を行うことはできますか。…………… 20

(合算する場合の購入記録票等の記載事項)

- 問 31 免税手続カウンターにおいて、複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額(税抜)の合計額を合算することとしていますが、その際に作成する購入記録票等には、合算後の額を記載するのですか。…………… 21

3 事前承認港湾施設内における輸出物品販売場に係る届出制度の創設

(事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度の創設)

問 32 輸出物品販売場制度の改正により、事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度が創設されたとのことですが、その概要について教えてください。…………… 22

(事前承認港湾施設の承認対象となる港湾施設)

問 33 事前承認港湾施設の承認対象となる「港湾施設」について教えてください。…………… 22

(事前承認港湾施設の承認申請手続)

問 34 事前承認港湾施設の承認申請手続について教えてください。…………… 23

(事前承認港湾施設の承認要件)

問 35 事前承認港湾施設の承認を受けるための要件について教えてください。…………… 24

(手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者に係る事前承認港湾施設の承認)

問 36 当社は、手続委託型輸出物品販売場として許可を受けた販売場を営営していますが、事前承認港湾施設の承認申請を行うことはできますか。…………… 24

(臨時販売場の届出)

問 37 臨時販売場の届出手続について教えてください。…………… 25

(臨時販売場の変更届出)

問 38 既に届出を行った臨時販売場の設置場所又は設置期間が変更となった場合、再度、届出を行う必要がありますか。…………… 25

4 その他

(船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合の「旅券等の番号」の記載)

問 39 輸出物品販売場制度の改正により、非居住者から船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、購入記録票へ記載する「旅券等の番号」については、旅券（パスポート）の番号の記載でもよいこととされたとのことですが、その概要について教えてください。…………… 26

1 輸出物品販売場制度の改正の概要

(改正の概要)

問1 平成27年度税制改正により、輸出物品販売場制度が改正されたとのことですが、その概要について教えてください。

【答】

平成27年度税制改正により、輸出物品販売場制度について、主に次の改正が行われました。

① 商店街、ショッピングセンター等の特定商業施設内において、非居住者に対して販売する物品に係る免税手続（以下「免税販売手続」といいます。）を他の事業者が代理させることのできる手続委託型輸出物品販売場制度が創設されました（問2参照）。

※ 平成27年3月31日までに輸出物品販売場として許可を受けた販売場は、平成27年4月1日以後は一般型輸出物品販売場とみなされます。

② 事前承認港湾施設内において外航クルーズ船等の寄港時に臨時に設置する輸出物品販売場に係る届出制度が創設されました（問32参照）。

これらの改正は、平成27年4月1日以後に行う許可申請等及び免税対象物品の販売から適用されます。

2 手続委託型輸出物品販売場制度の創設

(手続委託型輸出物品販売場制度の創設)

問2 輸出物品販売場制度の改正により、手続委託型輸出物品販売場制度が創設されたとのことですが、その概要について教えてください。

【答】

手続委託型輸出物品販売場制度とは、商店街、ショッピングセンター及びテナントビルなどの特定商業施設内において、免税販売手続を免税手続カウンター（他の事業者が経営する販売場における免税販売手続の代理をしようとする事業者が、その代理を行うための施設設備をいいます。）を設置する事業者が代理させることができる制度です。

なお、特定商業施設内に免税手続カウンターを設置して他の事業者が経営する販売場の免税販売手続の代理をしようとする事業者は、「承認免税手続事業者」として納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります（問18、19参照）。

(特定商業施設の意義)

問3 「特定商業施設」について教えてください。

【答】

「特定商業施設」とは、次の①から④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいいます（消令18の2④）。

販売場の区分		特定商業施設	例
①	商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場（当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限ります。）	当該地区	商店街
②	中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場（当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限ります。）	当該地域	
③	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④	一棟の建物内にある販売場（③に該当するものを除きます。）	当該一棟の建物	テナントビル等

※ ①又は②の地区又は地域（地区等）については、当該地区等と次に掲げる場所を併せて「一の特定商業施設」とすることができます。

イ 当該地区等に隣接する他の地区等（当該隣接する他の地区等に隣接する他の地区等を含む。）（問8参照）

ロ 当該地区等を管轄する税務署の管轄区域内に所在し、かつ、当該地区等に近接している他の地区等（問9参照）

(商店街振興組合の定款に定められた地区)

問4 特定商業施設となる「商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区」について教えてください。

【答】

商店街振興組合とは、商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合をいいます。

同法第6条では、商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む市（特別区を含む。）の区域に属する地域であって、

その大部分に商店街が形成されているものとされています。

この地区は、商店街振興組合の定款に記載することとされており、この定款に記載された地区が特定商業施設に該当します。

※ 手続委託型輸出物品販売場の許可の対象となる販売場は、商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限定されています。

(事業協同組合における一の商店街が形成されている地域)

問5 特定商業施設となる「中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域」について教えてください。

【答】

事業協同組合とは、中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合をいい、事業協同組合の地区は、その組合の定款に記載することとされています。

この定款で定められた地区に所在する事業者が近接してその事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域が特定商業施設に該当します。

※ 手続委託型輸出物品販売場の許可の対象となる販売場は、事業協同組合の組合員が経営する販売場に限定されています。

(大規模小売店舗)

問6 特定商業施設となる「大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗」について教えてください。

【答】

「大規模小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいい、同項において、一の建物（一の建物として大規模小売店舗立地法施行令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が、一定の基準面積を超えるものとされています。

(一棟の建物)

問7 特定商業施設となる「一棟の建物」について教えてください。

【答】

「一棟の建物」とは、不動産登記上、一棟の建物として登記されている建物をいいます。

※ 大規模小売店舗（問6参照）に該当するものは除かれます。

(隣接する商店街の地区等)

問 8 隣接する商店街の地区等を一の特定商業施設とすることができる「当該地区等に隣接する他の地区等」について教えてください。

【答】

「当該地区等に隣接する他の地区等」とは、その商店街の地区等（商店街振興組合の定款に定められた地区及び事業協同組合における一の商店街が形成されている地域をいいます。）に隣接する他の商店街の地区等をいい、それらの商店街の地区等の境界が接している場合のほか、それらの商店街が道路などを挟んで接している場合が該当します。

それらの商店街の地区等が隣接する場合、それらの商店街を一の特定商業施設として手続委託型輸出物品販売場制度に係る規定を適用することができます（消令 18 の 2 ⑤一）。

なお、上記の他の商店街の地区等に隣接する他の商店街の地区等を含めて、一の特定商業施設とすることができます。

(近接する商店街の地区等)

問 9 近接する商店街の地区等を一の特定商業施設とすることができる「当該地区等を管轄する税務署の管轄区域内に所在し、かつ、当該地区等に近接している他の地区等」について教えてください。

【答】

「当該地区等を管轄する税務署の管轄区域内に所在し、かつ、当該地区等に近接している他の地区等」とは、その商店街の地区等と同一の税務署の管轄区域内に所在する商店街の地区等であって、その商店街の地区等に近接する他の商店街の地区等をいいます。

複数の商店街の地区等が同一の税務署の管轄区域内にあり、近接する場合には、それらの商店街を一の特定商業施設として手続委託型輸出物品販売場制度に係る規定を適用することができます（消令 18 の 2 ⑤二）。

なお、近接する商店街を一の特定商業施設とすることにつき、ご不明な点などがある場合には、最寄りの地方経済産業局又は地方運輸局にご相談ください。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/support.html>

（観光庁 HP 「消費税免税店サイト」の相談窓口）※ 連絡先は末尾にも掲載しています。

(一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の違い)

問 10 「一般型輸出物品販売場」と「手続委託型輸出物品販売場」の違いについて教えてください。

【答】

「一般型輸出物品販売場」とは、その販売場においてその販売場を経営する事業者が免税販売手続を行う輸出物品販売場をいいます（消令 18 の 2 ②一）。

一方、「手続委託型輸出物品販売場」とは、その販売場が所在する特定商業施設内に免税
手続カウンターを設置する承認免税手続事業者が免税販売手続を行う輸出物品販売場をい
います（消令 18 の 2 ②二）。

この手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続は、必ず、承認免税手続事業者が行うこと
となります。

なお、一の手続委託型輸出物品販売場が免税販売手続を代理させることができるのは、一
の承認免税手続事業者に限られます。

また、販売場を「一般型輸出物品販売場」又は「手続委託型輸出物品販売場」としようと
する事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、その販売場ごとに、その事業者の納税
地の所轄税務署長の許可を受ける必要があります（消令 18 の 2 ①）。

※ 同一の事業者であっても、異なる販売場ごとに「一般型輸出物品販売場」と「手続委託
型輸出物品販売場」の許可を受けることはできますが、同一の販売場について「一般型
輸出物品販売場」と「手続委託型輸出物品販売場」の 2 つの許可を同時に受けることは
できません。

（一般型輸出物品販売場の許可申請手続）

問 11 一般型輸出物品販売場の許可申請手続について教えてください。

【答】

「一般型輸出物品販売場」の許可申請は、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」に次
の書類を添付して納税地の所轄税務署長へ行います（消法 8 ⑥、消令 18 の 2 ①、消規則 10
①一、②一）。

（注） 平成 27 年 3 月 31 日までに許可を受けている輸出物品販売場は、平成 27 年 4 月 1 日
に「一般型輸出物品販売場」の許可を受けたものとみなされますので（改正令附則 3）、
当該輸出物品販売場について改めて「一般型輸出物品販売場」の許可を受ける必要は
ありません。

なお、一般型輸出物品販売場を「手続委託型輸出物品販売場」に変更する場合には、
許可要件が異なるため、改めて「手続委託型輸出物品販売場」の許可を受ける必要が
あります（消令 18 の 2 ⑫）（問 13、15 参照）。

≪「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」の添付書類≫

- ① 許可を受けようとする販売場の見取図
 - ・ 販売場の見取図などに免税販売手続を行う場所を付記したもの
- ② 免税販売の方法を販売員に周知するための資料
 - ・ 免税販売手続マニュアルなど

- ③ 免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料
 - ・ 免税販売手続を行う場所の見取図に人員の配置状況を付記したものなど
 - ④ 申請者の事業内容が確認できる資料
 - ・ 会社案内やホームページ掲載情報など
 - ⑤ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料
 - ・ 取扱商品リスト、商品カタログなど
 - ⑥ 許可を受けようとする販売場において作成する購入記録票のサンプル
- ※ ②～⑥の資料については、許可要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

(一般型輸出物品販売場の許可要件)

問 12 一般型輸出物品販売場の許可を受けるための要件について教えてください。

【答】

事業者が経営する販売場について、「一般型輸出物品販売場」として許可を受けるためには、次の要件の全てを満たしていることが必要です（消法 8 ⑥、消令 18 の 2 ②一、消基通 8－2－1 (1)）。

《一般型輸出物品販売場の許可要件》

- ① 次のイ及びロの要件を満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が経営する販売場であること。
 - イ 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。
 - ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。
- ② 現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。
- ③ 免税販売手続に必要な人員を配置し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する販売場であること。

(注) 1 「免税販売手続に必要な人員の配置」とは、免税販売の際に必要な手続を非居住者に対して説明できる人員の配置を求めているものです。なお、外国語については、母国語のようにりゅうちょうに話せることまでを必要としているものではなく、パンフレット等の補助材料を活用して、非居住者に手続を説明できる程度で差し支えありません。

2 「免税販売手続を行うための設備を有する」とは、非居住者であることの確認や購入記録票の作成など免税販売の際に必要な手続を行うためのカウ

ンター等の設備があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを求めているものではありません。

(手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続)

問 13 手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続について教えてください。

【答】

「手続委託型輸出物品販売場」の許可申請は、「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」に次の書類を添付して納税地の所轄税務署長へ行います（消法 8 ⑥、消令 18 の 2 ①、消規則 10①二、②二）。

≪「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」の添付書類≫

① 商店街を特定商業施設として申請する場合（商店街振興組合又は事業協同組合）

イ 販売場が所在する特定商業施設の見取図

- ・ 商店街の地区又は地域の範囲（隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、そのことが分かるように記載します。）に当該地区等に所在する組合員の経営する販売場及び免税手続カウンターの場所を付記したもの

※ 事業協同組合については、事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域の範囲が分かるよう記載します。

ロ 承認免税手続事業者との間で交わした免税販売手続の代理に関する契約書の写し

ハ 組合の定款の写し

- ・ 商店街振興組合にあつては、商店街振興組合法第 2 条第 1 項に規定する組合の定款の写し
- ・ 事業協同組合にあつては、中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号に規定する組合の定款の写し

※ 隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、その一の特定商業施設としたそれぞれの商店街の組合の定款の写しが必要です。

ニ 承認免税手続事業者の承認通知書の写し

ホ 申請者の事業内容が確認できる資料

- ・ 会社案内やホームページ掲載情報など

ヘ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料

- ・ 取扱商品リスト、商品カタログなど

ト 免税手続きカウンターにおいて免税販売手続を行うために、販売場から免税手続きカウンターへ連絡（共有）する情報が記載された書類（問 17 参照）

- ・ 販売場で発行するレシートの雛型、一般物品と消耗品の別が分かる取扱商品リストなど

※ 免税手続きカウンターにおいて、次の(イ)から(ハ)を行うために使用する書類の写し又は販売場と免税手続きカウンターがシステムで連携している場合は、システムで共有される情報や共有の方法等の具体的な方法を記した適宜の書類

(イ) 「免税販売手続の代理に関する契約」を締結している手続委託型輸出品販売場で販売された物品であることの確認

(ロ) 購入記録票及び購入者誓約書の作成

(ハ) 免税販売手続を行う物品が一般物品であるか消耗品であるかの判断

チ 商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることが分かる資料

- ・ 組合員名簿など

※ ホ～チの資料については、許可要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

② ショッピングセンターやテナントビル等を特定商業施設として申請する場合(大規模小売店舗又は一棟の建物)

イ 販売場が所在する特定商業施設の見取図

- ・ ショッピングセンターやテナントビル等のフロアガイドなどに販売場と免税手続きカウンターの場所を付記したもの

ロ 承認免税手続事業者との間で交わした免税販売手続の代理に関する契約書の写し

ハ 大規模小売店舗又は一棟の建物に該当することを証する書類

- ・ 大規模小売店舗にあっては、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し（当該届出等の地方自治体への提出事実が分かるもの）又はこれに代わる書類
- ・ 一棟の建物にあっては、建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し

ニ 承認免税手続事業者の承認通知書の写し

ホ 申請者の事業内容が確認できる資料

- ・ 会社案内やホームページ掲載情報など

ヘ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料

- ・ 取扱商品リスト、商品カタログなど

ト 免税手続きカウンターにおいて免税販売手続を行うために、販売場から免税手続きカウンターへ連絡（共有）する情報が記載された書類（問 17 参照）

- ・ 販売場で発行するレシートの雛型、一般物品と消耗品の別が分かる取扱商品リストなど

(※) 免税手続カウンターにおいて、次の(イ)から(ハ)を行うために使用する書類の写し又は販売場と免税手続カウンターがシステムで連携している場合は、システムで共有される情報や共有の方法等の具体的な内容を記した適宜の書類

(イ) 「免税販売手続の代理に関する契約」を締結している手続委託型輸出物品販売場で販売された物品であることの確認

(ロ) 購入記録票及び購入者誓約書の作成

(ハ) 免税販売手続を行う物品が一般物品であるか消耗品であるかの判断

※ ホ～トの資料については、許可要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

(免税販売手続の代理を行う事業者が承認免税手続事業者として承認申請中である場合の手続委託型輸出物品販売場の許可申請)

問 14 当社が経営する販売場について、手続委託型輸出物品販売場としての許可を受けたいのですが、現在、この販売場の免税販売手続の代理を行う予定の事業者が「承認免税手続事業者」として承認申請中です。この場合であっても、「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」を提出して手続委託型輸出物品販売場の許可申請を行うことはできますか。

【答】

事業者が経営する販売場について、「手続委託型輸出物品販売場」としての許可を受けるためには、その販売場の免税販売手続の代理を行う事業者が「承認免税手続事業者」の承認を受けている必要があります（消令 18 の 2 ②二）。

このため、手続委託型輸出物品販売場の許可を受けようとする場合に提出する「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」には、「承認免税手続事業者として承認を受けたことを証する書類」（承認免税手続事業者の承認通知書の写し）を添付することとされています（消規則 10②二へ）。

しかしながら、ご照会のように、免税販売手続の代理を行う予定の事業者が、承認免税手続事業者として承認申請中である場合には、「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」の参考事項欄に、「承認免税手続事業者の承認通知書の写しは後日提出」と記載した上で、許可申請を行って差し支えありません。この場合、「承認免税手続事業者として承認を受けたことを証する書類」（承認免税手続事業者の承認通知書の写し）については、後日、提出していただくこととなります。

なお、手続委託型輸出物品販売場の許可は、当該承認通知書の写しの提出後となることにご留意ください。

(手続委託型輸出物品販売場の許可要件)

問 15 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けるための要件について教えてください。

【答】

手続委託型輸出物品販売場として許可を受けるためには、次の①から③の要件の全てを満たしていることが必要です（消法 8 ⑥、消令 18 の 2 ②二、消基通 8－2－1 (2)）。

《手続委託型輸出物品販売場の許可要件》

① 次のイ及びロの要件を満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が経営する販売場であること。

イ 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

② 現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。

③ 販売場を営む事業者と当該販売場が所在する特定商業施設内に免税手続きカウンターを設置する一の承認免税手続き事業者との間において、次のイからハの要件の全てを満たす関係があること。

イ 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続きにつき、代理に関する契約が締結されていること（問 16 参照）。

ロ 当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続きカウンターにおいて免税販売手続きを行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること（問 17 参照）。

ハ 当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続きにつき必要な情報を共有するための措置が講じられていること（問 17 参照）。

(免税販売手続きの代理に関する契約)

問 16 手続委託型輸出物品販売場の許可要件とされている「免税販売手続きの代理に関する契約」について教えてください。

【答】

「免税販売手続きの代理に関する契約」とは、手続委託型輸出物品販売場で譲渡した免税対象物品の免税販売手続きを免税手続きカウンターにおいて承認免税手続き事業者に代理させることについて、手続委託型輸出物品販売場を営む事業者と承認免税手続き事業者が締結した契約をいいます。

(物品が同一であることの確認措置等)

問 17 手続委託型輸出物品販売場の許可要件とされている「当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること」及び「当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき、必要な情報を共有するための措置が講じられていること」について教えてください。

【答】

手続委託型輸出物品販売場において販売された物品の免税販売手続は、免税販売手続の代理に関する契約を締結している承認免税手続事業者が、免税手続カウンターにおいてのみ行います（消令 18 の 2 ②二）。

このため、承認免税手続事業者は、免税手続カウンターへ持ち込まれた物品が、手続委託型輸出物品販売場において販売されたものであるかどうかを確認の上、免税販売手続を行う必要があります。

また、購入記録票及び購入者誓約書は、免税手続カウンターにおいて承認免税手続事業者が作成することとなりますから、購入記録票等を作成するために必要な情報（購入記録票等の記載事項及び一般物品であるか消耗品であるかの別が確認できる情報等）を販売場から免税手続カウンターに連絡するなど、免税販売手続に必要な情報が共有されていなければなりません。

これらのことを確実に行うことができるように、手続委託型輸出物品販売場の許可要件として、次のことが規定されています。

- ① 当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること（消令 18 の 2 ②二ロ）。
- ② 当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき、必要な情報を共有するための措置が講じられていること（消令 18 の 2 ②二ハ）。

○ 上記①の要件を満たすための手段としては、例えば次のものが考えられます。

- ・ 手続委託型輸出物品販売場において発行するレシートの記載内容をみれば、その販売場で販売された物品であること及び物品の内容が確認できる。

この場合、免税手続カウンターでは、非居住者からこのレシートと物品の提示を受けて、その販売場で販売された物品と免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認する。

○ 上記②の要件を満たすための手段としては、例えば次のものが考えられます。

- ・ 手続委託型輸出物品販売場において発行するレシートに、購入記録票及び購入者誓約

書を作成するために必要な情報（事業者の氏名又は名称、購入年月日、品名、品名ごとの数量及び単価（税抜）、販売価額（税抜）、販売価額（税抜）の合計額、一般物品と消耗品の別など）が記載されている。

この場合、免税手続きカウンターでは、当該レシートにより購入記録票等を作成する。

また、当該レシートの記載内容から、免税販売手続を行う物品が一般物品であるか消耗品であるかを判断して、消耗品である場合は指定された方法により包装する。

（承認免税手続事業者の承認申請手続）

問 18 承認免税手続事業者の承認申請手続について教えてください。

【答】

他の事業者が経営する販売場において販売された物品につき、免税販売手続を代理しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、その販売場が所在する特定商業施設ごとに、免税手続きカウンターを設置することについて納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります（消令 18 の 2 ⑥、⑦）。

具体的には、「承認免税手続事業者承認申請書」に次の書類を添付して申請することとなります（消規則 10 の 2 ①、②）。

《承認免税手続事業者承認申請書の添付書類》

① 「設置しようとする免税手続きカウンター」及び「免税手続きカウンターを設置しようとする特定商業施設」の見取図

イ 商店街に免税手続きカウンターを設置する場合

商店街の地区又は地域の範囲（隣接又は近接する商店街を含めて一の特定商業施設とする場合はそのことが分かるように記載します。）に当該地区等に所在する組合員の経営する販売場及び免税手続きカウンターの設置場所を付記したもの

※ 事業協同組合については、事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域の範囲が分かるよう記載します。

ロ ショッピングセンターやテナントビル等の大規模小売店舗又は一棟の建物に免税手続きカウンターを設置する場合

ショッピングセンターやテナントビル等のフロアガイドなどに免税手続きカウンターの設置場所を記したもの

② 免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類

・ 免税販売手続マニュアルなど

③ 特定商業施設に該当することを証する書類

イ 商店街に免税手続カウンターを設置する場合

- ・ 商店街振興組合にあっては、商店街振興組合法第 2 条第 1 項に規定する組合の定款の写し
- ・ 事業協同組合にあっては、中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号に規定する組合の定款の写し

ロ ショッピングセンターやテナントビル等の大規模小売店舗又は一棟の建物に免税手続カウンターを設置する場合

- ・ 大規模小売店舗にあっては、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し（当該届出等の地方自治体への提出事実が分かるもの）又はこれに代わる書類
- ・ 一棟の建物にあっては、建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し

ハ 隣接又は近接の関係にある商店街を一の特定商業施設とする場合（消令第 18 条の 2 第 5 項の規定の適用を受ける場合）

- ・ 隣接又は近接している商店街が連携して行っているイベント等がある場合には、イベント等の共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要が分かるイベント等のちらしなど
- ・ 連携したイベント等を行った実績がない場合には、隣接又は近接している商店街が連携して免税手続カウンターを利用する理由等を記した書類など

④ その他参考となるべき書類

イ 申請者の事業内容が確認できる資料

- ・ 会社案内やホームページ掲載情報など

ロ 免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料

- ・ 免税手続カウンターの見取図に人員の配置状況を付記したものなど

ハ 免税手続カウンターにおいて作成する購入記録票のサンプル

※ ④の資料については、承認要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

（承認免税手続事業者の承認要件）

問 19 承認免税手続事業者の承認を受けるための要件について教えてください。

【答】

承認免税手続事業者（消費税の課税事業者に限ります。）として承認を受けるためには、次の①から③の要件の全てを満たしていることが必要です（消令 18 の 2 ⑥、消基通 8－2－1 の 3）。

《承認免税手続事業者の承認要件》

- ① 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。
- ② 免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること。
- ③ 輸出品物販売場の許可を取り消され又は承認免税手続事業者の承認を取り消され、その取消の日から３年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

（承認免税手続事業者が行う免税販売手続）

問 20 承認免税手続事業者が免税手続カウンターにおいて行う免税販売手続について教えてください。

【答】

免税手続カウンターにおいて承認免税手続事業者が行う免税販売手続は、次の①から⑥までとなります。

- ① 免税販売手続を行う相手が非居住者であることを旅券（パスポート）等で確認
- ② その非居住者が免税手続カウンターにおいて提示する物品と手続委託型輸出品物販売場において販売された物品とが同一であることを確認
- ③ 手続委託型輸出品物販売場ごとに購入記録票を作成（注１）
- ④ 購入者誓約書（その非居住者が署名したもの）の提出を受ける（注１）
- ⑤ 購入記録票をその非居住者の旅券（パスポート）等へ貼付及び割印
- ⑥ 購入物品が消耗品である場合には、指定された方法により包装

①から⑥の免税販売手続後、免税販売手続を行った物品に係る消費税相当額をその非居住者へ返金

- （注）１ 一の特定商業施設内に所在する複数の手続委託型輸出品物販売場の免税販売手続を代理する場合、免税手続カウンターにおいて販売場ごとに「購入記録票」を作成する必要があります。また、非居住者から提出を受ける「購入者誓約書」についても同様に販売場ごとに作成する必要があります（消基通８－１－７の５）。
- ２ 同一の手続委託型輸出品物販売場において、同一の非居住者に対して１日に販売する一般物品の販売価額（税抜）の合計額が 100 万円を超える場合には、承認免税手続事業者が免税手続カウンターにおいて非居住者から旅券等の写しの提出を受け、手続委託型輸出品物販売場がその旅券等の写しを保存することとなります。

(税込表示のレシートの写しの購入記録票等への貼付)

問 21 当社の免税手続カウンターでは、購入記録票等の作成に当たり、手続委託型輸出物品販売場において交付されるレシートの写しを購入記録票等に貼り付けて割印することで、購入記録票等に記載することとされている品名、数量、品名ごとの単価（税抜）、販売価額（税抜）及び販売価額（税抜）の合計額の記載に代えようと考えています。

現在、手続委託型輸出物品販売場において交付されるレシートは、品名ごとの単価、販売価額及び販売価額の合計額が消費税込みで表示されています。

購入記録票等に記載する品名ごとの単価（税抜）、販売価額（税抜）、及び販売価額（税抜）の合計額は、免税手続カウンターにおいて非居住者に消費税相当額の返金を行った後の金額（税抜）でなければならないとのことですが、免税手続カウンター等におけるシステム対応等が図られるまでの間、このようなレシートを購入記録票等に貼り付けることにより、品名等の記載に代えることができますか。

【答】

免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行った物品につき、手続委託型輸出物品販売場において売上計上するのは、非居住者に対する販売価額（税抜）となりますから、購入記録票等に記載する品名ごとの単価、販売価額及び販売価額の合計額は消費税抜きの金額となります。

したがって、手続委託型輸出物品販売場で発行されるレシートを購入記録票等に貼り付けることで購入記録票の記載に代えることとする場合であっても、当該レシートに表示されている品名ごとの単価、販売価額及び販売価額の合計額が消費税込みの金額となっている場合には、免税手続カウンターにおいて、購入記録票等や当該レシートの写しに、品名ごとの単価、販売価額及び販売価額の合計額を消費税抜きの金額で記載（訂正又は補記）していただく対応が必要となります。

ただし、免税手続カウンター等におけるシステム対応等が図られるまでの当面の間については、一般物品と消耗品それぞれの販売価額（税抜）の合計額のみを免税手続カウンターで記載していただき、品名ごとの単価及び販売価額については消費税抜きの金額を記載しないこととしても差し支えありません。

(免税販売手続に関する記録の保存)

問 22 承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場ごとに、免税販売手続に関し作成した記録を保存しなければならないとのことですが、具体的にはどのような記録をどれくらいの期間保存する必要がありますか。

【答】

承認免税手続事業者は、手続委託型輸出物品販売場ごとに購入記録票等の作成を行いますから、その作成の基礎となるような次の事項を記録して事後においても確認できるようにし

ておく必要があります（消令 18 の 3 ②、消規則 10 の 4）。

- ・ 免税販売を行った物品の単価（税抜）、販売価額（税抜）、販売価額（税抜）の合計額
- ・ 他の手続委託型輸出物品販売場の販売価額（税抜）の合計額と合算して免税販売の対象となる下限額を判定した場合には、合算により免税販売の対象となったこと

具体的には、承認免税手続事業者において、手続委託型輸出物品販売場ごとに、①免税販売を行った日、②その際の販売価額（税抜）、③他の手続委託型輸出物品販売場の販売価額（税抜）と合算して免税販売の対象となった場合にはその状況（例えば帳簿等の備考欄にA店舗とB店舗分を合算など）を記載した帳簿等を作成して、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2カ月を経過した日から7年間、承認免税手続事業者の納税地又は特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの所在地に保存しなければなりません。

なお、免税販売手続の際に作成した購入者誓約書には、上記の①から③までを確認することができる記載がされていますので、上記の帳簿等に代えて、購入者誓約書の写しの保存とすることもできます。

（一般型輸出物品販売場と承認免税手続事業者の兼務）

問 23 一般型輸出物品販売場を経営する事業者ですが、この販売場で承認免税手続事業者となって他の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行うことはできますか。

【答】

一般型輸出物品販売場を経営する事業者が、承認免税手続事業者としての承認を受け、その販売場において、他の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行うことはできません。

なお、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額とその一般型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額を合算して、免税販売の対象となる下限額（一般物品：1万円、消耗品：5千円）を超えるかどうかを判定することができます（問 27、30 参照）。

（輸出物品販売場の移転）

問 24 輸出物品販売場の許可を受けている販売場を移転する場合の手続について教えてください。

【答】

輸出物品販売場を移転する場合には、移転前の販売場についての許可の効力は移転後の販売場に及ばないため、移転前の輸出物品販売場について「輸出物品販売場廃止届出書」を提出するとともに、移転後の販売場について新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

ます（消基通 8-2-1 の 2）。

ただし、手続委託型輸出物品販売場が、その所在する特定商業施設内でその販売場を移転する場合には、改めて輸出物品販売場の許可を受ける必要はありません。この場合、その移転する日の前日までに、「手続委託型輸出物品販売場移転届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令 18 の 2 ③、消規則 10 ③、消基通 8-2-1 の 2）。

なお、手続委託型輸出物品販売場に係る免税販売手続の代理を行う承認免税手続事業者が他の承認免税手続事業者に変更となる場合には、改めて手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

（一般型輸出物品販売場から手続委託型輸出物品販売場への変更）

問 25 一般型輸出物品販売場としての許可を受けている販売場から手続委託型輸出物品販売場に変更したいと考えていますが、この場合の手続について教えてください。

【答】

一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場を手続委託型輸出物品販売場に変更する場合には、改めて手続委託型輸出物品販売場としての許可を受ける必要があります（手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続については、問 13 参照）。

なお、一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた場合、一般型輸出物品販売場の許可の効力は失われます（一の販売場については、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場のいずれかの許可しか受けることができません。）（消令 18 の 2 ⑫）。

（注） 1 平成 27 年 3 月 31 日までに許可を受けた輸出物品販売場は、平成 27 年 4 月 1 日以後は一般型輸出物品販売場の許可を受けたものとみなされます（改正令附則 3）。

2 手続委託型輸出物品販売場から一般型輸出物品販売場に変更する場合も同様です。

（特定商業施設内で免税手続カウンターを移転、新たに設置又は一部廃止した場合）

問 26 当社は、免税手続カウンターを運営する承認免税手続事業者ですが、特定商業施設内で免税手続カウンターの設置場所を移転する予定です。この場合の手続について教えてください。

【答】

特定商業施設内の免税手続カウンターをその特定商業施設内で移転、新たに設置又は一部を廃止する場合には、その移転、新たに設置又は一部廃止する日の前日までに、「免税手続カウンター設置場所変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令 18 の 2 ⑪、消規則 10 の 2 ③）。

(免税手続カウンターにおける手続等の特例)

問 27 手続委託型輸出物品販売場制度において、その物品の販売価額（税抜）の合計額が免税販売の対象となる下限額を超えるかどうかの判定に係る特例が設けられたとのことですが、その概要について教えてください。

【答】

一の特定商業施設内の複数の手続委託型輸出物品販売場（その特定商業施設内において承認免税手続事業者が経営する一般型輸出物品販売場のうち、免税手続カウンターを設置している一般型輸出物品販売場を含みます。）において、同一の日に同一の非居住者に対して譲渡する一般物品の販売価額（税抜）の合計額と消耗品の販売価額（税抜）の合計額について、その免税販売手続を代理する一の承認免税手続事業者がそれぞれの販売価額（税抜）の合計額を一般物品と消耗品の別に合算して、免税販売の対象となる下限額の判定（一般物品 1 万円、消耗品 5 千円を超えているかどうかの判定）を行うことができることとされています（消令 18 の 3 ①）。

なお、その免税手続カウンターで免税販売手続を行う物品の全てについて、必ず合算して免税販売の対象となる下限額を超えるかどうかの判定を行わなければならないということではありません。

(免税手続カウンターにおける消耗品の上限額の判定)

問 28 複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額を合算して免税販売の対象となる下限額を超えるかどうかの判定を行った結果、消耗品の実販売価額（税抜）の合計額の合算後の額が 50 万円を超えることとなった場合、この消耗品の販売は免税対象とならないのですか。

【答】

免税手続カウンターにおける手続等の特例（問 27 参照）と異なり、消耗品の実販売価額（税抜）の合計額が免税販売の対象となる 50 万円までの範囲内であるかどうかについては、それぞれの手続委託型輸出物品販売場における消耗品の実販売価額（税抜）の合計額により判定することとなります（消基通 8－1－7 の 6）。

したがって、複数の手続委託型輸出物品販売場における消耗品の実販売価額（税抜）の合計額を合算して判定することとはなりません。

照会の場合は、それぞれの手続委託型輸出物品販売場における販売価額（税抜）の合計額が 50 万円までの範囲内であれば、免税対象となります。

<具体例>

① 甲店で 1 個 40 万円（税抜）の消耗品 A、乙店で 1 個 20 万円（税抜）の消耗品 B を販売した場合（甲店と乙店の消耗品の実販売価額（税抜）の合算後の額 60 万円）

免税手続きカウンターで免税販売手続を行う消耗品の販売価額（税抜）の合算後の額が 50 万円を超えますが、甲店及び乙店における消耗品の販売価額（税抜）はそれぞれ 50 万円までの範囲内ですので、消耗品 A、B ともに免税対象となります。

- ② 甲店で 1 個 60 万円（税抜）の消耗品 A、乙店で 1 個 4 千円（税抜）の消耗品 B を販売した場合

甲店で販売した消耗品 A はその販売価額（税抜）が 50 万円を超えているため免税対象となりませんので、免税手続きカウンターにおける合算の対象となりません。

したがって、免税手続きカウンターにおいては、甲店と乙店における消耗品の販売価額（税抜）の合算後の額ではなく、乙店で販売した消耗品 B の販売価額（税抜）が 5 千円を超え 50 万円までの範囲内かどうかを判定することとなりますが、乙店で販売した消耗品 B の販売価額（税抜）は 5 千円を超えていないため、消耗品 B も免税対象となりません。

（複数の手続委託型輸出物品販売場における一般物品の合算金額が 100 万円を超える場合）

問 29 複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額を合算した結果、同一の日における同一の非居住者に対する一般物品の販売価額（税抜）の合計額の合算後の額が 100 万円を超えた場合、販売場を運営する事業者において旅券等の写しを保存しなければならないのですか。

【答】

免税手続きカウンターにおける手続等の特例（問 27 参照）と異なり、一般物品の販売価額（税抜）の合計額が 100 万円を超えるかどうかについては、それぞれの手続委託型輸出物品販売場における一般物品の販売価額（税抜）の合計額により判定することとなります（消基通 8-1-7 の 6）。

したがって、複数の手続委託型輸出物品販売場における一般物品の販売価額（税抜）の合計額を合算して判定することとはなりません。

照会の場合は、それぞれの手続委託型輸出物品販売場における販売価額（税抜）の合計額が 100 万円を超えていない場合には、手続委託型輸出物品販売場を運営する事業者において旅券等の写しを保存する必要はありません。

<具体例>

- ① 甲店で 1 個 40 万円（税抜）の一般物品 A、乙店で 1 個 70 万円（税抜）の一般物品 B を販売した場合（甲店と乙店の一般物品の販売価額（税抜）の合算後の額 110 万円）

免税手続きカウンターで免税販売手続を行う一般物品の販売価額（税抜）の合算後の額が 100 万円を超えますが、甲店及び乙店における一般物品の販売価額（税抜）はそれぞれ 100 万円を超えていませんので、甲店を運営する事業者、乙店を運営する事業者ともに旅券等の写しを保存する必要はありません。

- ② 甲店で1個40万円（税抜）の一般物品A、乙店で1個110万円（税抜）の一般物品Bを販売した場合（甲店と乙店の一般物品の販売価額（税抜）の合算後の額150万円）

甲店で販売した一般物品Aの販売価額（税抜）は100万円を超えていないため、甲店を経営する事業者において旅券等の写しを保存する必要はありませんが、乙店で販売した一般物品Bの販売価額（税抜）は100万円を超えているため、乙店を経営する事業者においては旅券等の写しを保存する必要があります。

※ 承認免税手続事業者が免税手続カウンターにおいて旅券等の写しの提出を受け、手続委託型輸出物品販売場がその旅券等の写しを保存することとなります。

（一般型輸出物品販売場で譲渡した物品に係る手続等の特例）

問 30 一般型輸出物品販売場を経営する事業者ですが、この販売場で、承認免税手続事業者として他の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続も代理しています。この一般型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額と他の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額とを合算して、その物品が免税販売の対象となる下限額を超えるかどうかの判定を行うことはできますか。

【答】

一の承認免税手続事業者が、免税販売手続を代理する複数の手続委託型輸出物品販売場における一般物品の販売価額（税抜）の合計額と消耗品の販売価額（税抜）の合計額を一般物品と消耗品の別にそれぞれ合算している場合には、その合算後の額により免税販売の対象となる下限額（一般物品1万円、消耗品5千円）を超えているかどうかの判定を行うことができます（問27参照）。

この場合の手続委託型輸出物品販売場には、その特定商業施設内において承認免税手続事業者が経営する一般型輸出物品販売場のうち、免税手続カウンターを設置している一般型輸出物品販売場を含むとされています。

したがって、承認免税手続事業者として、その免税手続カウンターを設置している一般型輸出物品販売場と他の手続委託型輸出物品販売場で販売する物品について、一般物品の販売価額（税抜）の合計額と消耗品の販売価額（税抜）の合計額をそれぞれ合計している場合には、その合算後の額により免税販売の対象となる下限額を超えているかどうかの判定を行うことができます（消令18の3①）。

(合算する場合の購入記録票等の記載事項)

問 31 免税手続カウンターにおいて、複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額を合算することとしていますが、その際に作成する購入記録票等には、合算後の額を記載するのですか。

【答】

複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品について、免税手続カウンターにおいて一般物品と消耗品とに区分してそれぞれの販売価額（税抜）の合計額を合算する場合には、購入記録票及び購入者誓約書にその複数の手続委託型輸出物品販売場における購入の事実を付記することとされています。

このため、合算する場合には、それぞれの手続委託型輸出物品販売場の購入記録票等には、各販売場において販売した物品に係る品名ごとの単価（税抜）、販売価額（税抜）や販売価額（税抜）の合計額に加え、複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の合算後の額の記載（一般物品と消耗品とに区分して記載）が必要です。

3 事前承認港湾施設内における輸出物品販売場に係る届出制度の創設

(事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度の創設)

問 32 輸出物品販売場制度の改正により、事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度が創設されたとのことですが、その概要について教えてください。

【答】

外航クルーズ船等^(※1)が寄港する港湾の港湾施設内に、場所及び期限を定めて設置する臨時販売場^(※2)について、次の①から③の要件の全てを満たす場合には、その販売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができる制度が創設されました(消法8⑧、⑨)。

- ① 臨時販売場を設置しようとする事業者は、輸出物品販売場を経営する事業者であること。
- ② 臨時販売場を設置する見込みの港湾施設について、納税地の所轄税務署長の承認を受けていること。
- ③ 臨時販売場を設置する日の前日までに、臨時販売場を設置する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出していること。

(※1) 外航クルーズ船等とは、国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶をいいます。

(※2) 臨時販売場とは、国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対して物品を譲渡するために期間を定めて設置する販売場をいいます。

(事前承認港湾施設の承認対象となる港湾施設)

問 33 事前承認港湾施設の承認対象となる「港湾施設」について教えてください。

【答】

事前承認港湾施設の承認対象となる港湾施設とは、港湾法第2条第5項に規定する港湾施設(同条第6項の規定により港湾施設とみなされるものを含みます。)をいいます。

なお、臨時販売場を設置する場所としては、同条第5項第3号(係留施設)、第4号(臨港交通施設)、第6号(荷さばき施設)、第7号(旅客施設)、第8号(保管施設)、第9の3号(港湾環境整備施設)の施設等が該当します。

【参考1】

○ 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄)
(定義)

第二条 (省略)

2～4 (省略)

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一・二 (省略)

- 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場
- 四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁^{りょう}、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
- 五 (省略)
- 六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
- 七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
- 八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
- 八の二～九の二 (省略)
- 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
- 十～十四 (省略)
- 6 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によつて認定したものは、港湾施設とみなす。
- 7～10 (省略)

【参考 2】

岸壁等に臨時に出店するために港湾施設を使用する場合は、港湾施設の管理者から港湾施設に係る使用許可を受ける必要があります（又は港湾施設の管理者より、当該港湾施設への出店者の募集の依頼を受けて出店を許可する者から、出店の許可を受ける必要があります。）。

※ 港湾施設の使用許可申請手続については、許可を受けようとする港湾施設の管理者にお問い合わせください。

港湾管理者の名称及び港湾の名称は、以下の国交省港湾局 HP に掲載されています。

http://www.mlit.go.jp/statistics/details/port_list.html

（国土交通省港湾局HP「統計情報」の港湾関係情報・データ No1「港湾管理者一覧表」を参照。）

なお、港湾管理者の連絡先がご不明な場合は、最寄りの国土交通省地方整備局等にお問い合わせください（国土交通省地方整備局等の連絡先は、末尾に掲載しています。）。

（事前承認港湾施設の承認申請手続）

問 34 事前承認港湾施設の承認申請手続について教えてください。

【答】

事前承認港湾施設の承認を受けようとする事業者（輸出品販売場を経営する事業者に限ります。）は、承認を受けようとする港湾施設ごとに、納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります（消法 8 ⑧、⑨、消令 18 の 4 ①、消規則 10 の 5 ①）。

具体的には、「事前承認港湾施設承認申請書」に次の書類を添付して申請することとなります（消規則 10 の 5 ②）。

《事前承認港湾施設承認申請書の添付書類》

- ① 承認を受けようとする港湾施設の見取図
 - ② 次のイ又はロのいずれかの書類
 - イ 港湾施設内に臨時販売場を設置した事実を証する書類
 - ・ 過去に港湾施設内に臨時販売場を設置した際の港湾施設使用許可書、出店許可書の写しなど
 - ロ 港湾施設内に臨時販売場を設置する意思を有する旨を証する書類
 - ・ 港湾施設使用許可申請書、出店許可申請書又は港湾施設使用許可書の写しなど
 - ③ 申請者の事業内容が確認できる資料
 - ・ 会社案内やホームページ掲載情報など
 - ④ 臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料
 - ・ 取扱商品リストなど
- ※ ③、④の資料については、承認要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

(事前承認港湾施設の承認要件)

問 35 事前承認港湾施設の承認を受けるための要件について教えてください。

【答】

事前承認港湾施設の承認を受けようとする事業者(輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。)は、承認を受けようとする港湾施設ごとに、納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります(消法8⑧、⑨、消令18の4①、消基通8-2-1の4)。

事前承認港湾施設の承認を受けるためには、次の要件の全てを満たすことが必要です。

《事前承認港湾施設の承認要件》

- ① 港湾施設内に臨時販売場を設置する見込みがあること。
- ② 承認を受けようとする港湾施設が、臨時販売場を設置する場所として不適当と認められる場所でないこと。

(手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者に係る事前承認港湾施設の承認)

問 36 当社は、手続委託型輸出物品販売場として許可を受けた販売場を経営していますが、事前承認港湾施設の承認申請を行うことはできますか。

【答】

手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者であっても事前承認港湾施設に係る承認申請を行うことができます。

ただし、事前承認港湾施設内に設置する臨時販売場については、その事業者が経営する輸

出物品販売場が一般型輸出物品販売場であるか手続委託型輸出物品販売場であるかどうかにかかわらず、一般型輸出物品販売場となります（消令 18 の 4 ⑥）。

したがって、その臨時販売場において、その事業者自らが免税販売手続を行う必要があります。

（臨時販売場の届出）

問 37 臨時販売場の届出手続について教えてください。

【答】

事前承認港湾施設内に臨時販売場を設置しようとする事業者は、その臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に届出を行う必要があります（消法 8 ⑧、消規則 10 の 6 ①）。

具体的には、「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」に次の書類を添付して届出を行うこととなります（消規則 10 の 6 ②）。

《事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書の添付書類》

- ① 港湾施設内に臨時販売場を設置する場所の付近の見取図
- ② 事前承認港湾施設の管理者その他の臨時販売場の設置を許可する権限を有する者から臨時販売場の設置を許可された旨を証する書類
 - ・ 港湾施設使用許可書、出店許可書の写しなど
- ③ その他参考となる書類

※ 臨時販売場を設置しようとする港湾施設については、事前に納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります。

（臨時販売場の変更届出）

問 38 既に届出を行った臨時販売場の設置場所又は設置期間が変更となった場合、再度、届出を行う必要がありますか。

【答】

事前承認港湾施設内に臨時販売場を設置することについて、納税地の所轄税務署長に届出を行った後、その届出を行った臨時販売場の設置場所や設置期間が変更となった場合、遅滞なく、納税地の所轄税務署長にその変更した事項について届出を行う必要があります（消令 18 の 4 ⑤、消規則 10 の 6 ③）。

具体的には、「事前承認港湾施設に係る臨時販売場変更届出書」により届出を行うこととなります。

4 その他

(船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合の「旅券等の番号」の記載)

問 39 輸出物品販売場制度の改正により、非居住者から船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、購入記録票へ記載する「旅券等の番号」については、旅券（パスポート）の番号の記載でもよいこととされたとのことですが、その概要について教えてください。

【答】

免税販売手続の際に作成することとなる「購入記録票」及び「購入者誓約書」の記載事項とされている「旅券等の番号」については、船舶観光上陸許可書により免税販売手続を行う場合で、その船舶観光上陸許可書に旅券（パスポート）の写しが貼付されている場合には、その船舶観光上陸許可書の番号又は旅券（パスポート）の番号のいずれかを記載することとされました（消規則6①二）。

【観光庁・地方運輸局、経済産業省・地方経済産業局の連絡先】

	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局
本省	観光庁 観光戦略課 TEL. 03-5253-8322	商務流通保安グループ 流通政策課 TEL. 03-3501-1708 中小企業庁 商業課 TEL. 03-3501-1929
北海道	北海道運輸局 観光地域振興課 TEL. 011-290-2722	北海道経済産業局 流通産業課 TEL. 011-738-3231
東北	東北運輸局 国際観光課 TEL. 022-791-7510	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 TEL. 022-221-4914
関東	関東運輸局 国際観光課 TEL. 045-211-7273	関東経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 048-600-0345
中部	中部運輸局 観光地域振興課 TEL. 052-952-8009	中部経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 052-951-0597
北陸	北陸信越運輸局 観光地域振興課 TEL. 025-285-9181	
近畿	近畿運輸局 観光地域振興課 TEL. 06-6949-6411	近畿経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 06-6966-6025
中国	中国運輸局 国際観光課 TEL. 082-228-8702	中国経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 082-224-5655
四国	四国運輸局 観光地域振興課 TEL. 087-835-6357	四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課 TEL. 087-811-8524
九州	九州運輸局 観光地域振興課 TEL. 092-472-2920	九州経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 092-482-5455
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室 TEL. 098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 TEL. 098-866-1731

【国土交通省地方整備局等の連絡先】

国土交通省 港湾局 産業港湾課 TEL. 03-5253-8672	
北海道開発局港湾空港部 港湾計画課 TEL. 011-709-2137	近畿地方整備局港湾空港部 港湾計画課 TEL. 078-391-8361
東北地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 TEL. 022-716-0005	中国地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 TEL. 082-511-3928
関東地方整備局港湾空港部 港湾計画課 TEL. 045-211-7416	四国地方整備局港湾空港部 港湾計画課 TEL. 087-811-8330
北陸地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 TEL. 025-370-6706	九州地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 TEL. 092-418-3379
中部地方整備局港湾空港部 港湾計画課 TEL. 052-209-6323	沖縄総合事務局開発建設部 港湾計画課 TEL. 098-866-1906